

第3回外部有識者会議 議事要旨

(開催要領)

- 1.開催日時:2005年11月16日(10:00~12:00)
- 2.場 所:(株)整理回収機構 日本橋本部
- 3.出席者:

外部有識者会議委員(五十音順)

片田哲也

成田正路

松下淳一

吉岡睦子

(井上裕之委員は欠席)

(株)整理回収機構からの出席者

社長 奥野善彦

副社長 志田康雄

専務取締役 福田博志

専務取締役 緒方右武

専務取締役 橋本 聡

常勤監査役 重成 侃

常勤監査役 藤田重則

常務執行役員 緒方孝則

常務執行役員 山川隆久

業務推進部長 安藤英徳

業務企画部長 高橋信裕

預金保険機構からの出席者

理事 長島 裕

総務部課長 鈴木康晴

. テーマ「回収業務について」等説明

1. 回収業務における基本姿勢等について

(1) 回収指針について

基本理念

経営指針

回収指針

RCC として持つべき三つの姿勢

公正な業務運営の実現

(2) 回収指針を踏まえた「債務者交渉の基本」について

債務者交渉にあたっての基本姿勢

担保処分にあたっての基本姿勢

(対応事例) 競売取下事例

債務免除にあたっての基本姿勢

保証人交渉にあたっての留意点

(対応事例) 保証免除事例

顧問弁護士等との連携にあたっての留意点

(3) 再生もしくは事業継続可能な中小企業者に対する条件変更等の取扱いについて

再生可能な中小企業者に対する条件変更等の取扱いについて

() 対象債務者

() 前提条件

() 取扱い基準

事業継続可能な中小企業者に対する条件変更等の取扱いについて

() 回収期間の考え方

() 「条件変更」の取組みの意義

() 「条件変更」の取組みの現状

() 「条件変更」の取組みの活用のための課題および施策

2. 特徴的回収対応事例

- (1) 債権者申立破産による再生事例（総合病院）
- (2) 債権者申立破産による回収事例（回収妨害）
- (3) 自己競落・保全執行事例（反社会的債務者）
- (4) 海外資産からの回収事例（海外株式仮差押）

3. 53条備忘価格債権からの回収状況

- (1) 回収実績
- (2) 主要回収事例

. 委員からの発言

RCC から今回のテーマについて説明した後に、それぞれのテーマについて以下のような意見や、質疑応答があった。

- (RCC) 最近では、再生法 53 条に基づく買取債権（健全金融機関から譲り受けた債権）について、債権の買取価額を超えて回収を行なうべきではないとの指摘を受けることがある。
- (委員) 買取債権の中には、買取価額を回収できないものも一杯あるわけで、こうした中で、買取価額を上回る回収ができるものがあれば、当然に回収すべきと思われる。買取価額如何に拘らず元本の回収を行なうことが、整理回収機構のあるべき姿、課せられた義務ではないかというふうに思う。
- (委員) 保証履行請求に対して、保証人から保証否認の申し出があるようなケースは実際にあるのか？
- (RCC) 譲受前の金融機関において、本人の保証意思を十分に確認する事務処理が行なわれていなかったために、問題を残しているケースは皆無ではない。

(委員) 保証契約の効力に疑義があるケース以外でも、業務上のマニュアル等に定めのないような想定外の事態が生じることもあるのではないかと。

(RCC) 重要・異例な案件については、社内で十分検討し、場合によっては、社長の判断を仰ぐ体制をとっており、慎重に対応している。

(委員) 回収指針の「契約の拘束性の追及」と「人間の尊厳の確保」というのは全く相反する理念である。このため、担当者によってウェイトの置き方が異なり、担当者交代によって債務者に対する対応方針が相違することで、債務者とのトラブルに繋がることもあると思う。それを防ぐ方策として、具体的にどのようなことをやられているのか、お聞かせいただきたい。

(RCC) 債務者に対する個別の回収方針の決定にあたっては、事案の内容によって、拠点長または役員が最終的に決裁し、さらに、その過程で弁護士も関与することで、同一の理念・方針に基づき、組織的な判断がなされる体制をとっている。公的サービサーとしての精神が行き渡るよう配慮している。

基本的には回収極大化を目指すものではあるが、債務者が人間的な生活を維持できるよう常に意識しながら、回収方針を決裁している。

それでも、不平不満を持たれた方がいろいろ言うてこられることはあるが、これに対しては、本部に相談室を設置して、苦情・要望を受け、1件1件丁寧に対応している。

(委員) 債権の買取価額を超えて回収を行なうことが、RCCのあり方としてコンセンサスを得ているのであれば、債権の買取価額を開示してもよいのではないかと。

(RCC) なかには債権の買取価額を開示せよと迫ってくる債務者もいる。

債務者とすれば、銀行はRCCに債権を安く売っているのだから、それにいくらか上乘せして返済すれば、それで済むという期待を持っている。

しかし、RCCの買取価額はあくまでも銀行とRCCとの間の取引価格で、誠実な債務者は買取価額に拘らず全額弁済に努めており、債務者間の公平性の確保という問題がある。

あくまで契約に基づいて、弁済能力の限度で全額弁済を求めることが基本姿勢であり、担保からは時価相当額以上の回収に努めている。

この原則を遵守としないと、モラルハザードが生じる虞があり、基本姿勢を貫くためにも、回収にあたっては買取価額は開示しないという対応をしている。

(委員) 整理回収機構の重要な存在意義の一つは、債権者としての合理性を追求するという、いわば債権者としてのロールモデルを示していると考えている。確かに個別の案件では、柔軟な対応を必要とする案件もあるということは解かるが、回収の基本ルールは堅持すべきである。個別事案で債務者に甘い対応をするのは簡単なことだと思うが、長期的に見れば、モラルハザードを誘発することになる。公的な役割を担っている整理回収機構においては、「人間の尊厳の確保」に留意しながらも、同時に「契約の拘束性」は是非重視していただきたい。

(委員) 預金保険機構の持っている特殊な情報収集権について、何か具体例や、一般的な方針があれば、教えていただきたい。

(RCC) 例えば、預金保険機構の調査権を使って回収した例として、備忘価格で買取った債権について、多額の回収に結びついた事例がある。

この事案は債務者自身には資産が無かったが、預金保険機構の調査により、債務者の子息が代表を務めている関連会社に債務者から不明朗な資金移転があることが判明した。

この関連会社の資産を保全して差し押さえた上で、債務者・保証人と交渉して、多額の回収に成功した事例がある。

資産隠匿の恐れや疑いがある債務者、あるいは再生の要望がある債務者等に対し、申告内容の信憑性、資産内容を明確に検証するために預金保険機構の調査権を活用することとしている。

以上